

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
関西大学法科大学院	2018 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「専門職」第6条）。	認証評価時においては、展開・先端科目群は92単位であった。	2021年度は、展開・先端科目群の分類に選択必修科目を設け、司法試験選択科目に係る24科目を組み入れている。
	2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）。	認証評価時においては、展開・先端科目の修了に要する16単位については、すべて選択科目となっていた。	2021年度は、展開・先端科目群の分類に選択必修科目を設けている。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないよう配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。	課程修了要件について、標準修業年限を3年、修了要件単位数を100単位とし、法学既修者については、修業年限を1年短縮し、かつ修了要件単位数を74単位としていた。	課程修了要件である100単位のうち、展開・先端科目から選択必修科目4単位を含む16単位の修得を要件としている。また、法学既修者のうち、認定連携法曹基礎課程を修了して入学した者又はこれらの者と同等の学識を有する者については、入学時において修得したものとみなすことのできる単位数の上限を53単位に緩和している。

<p>2-17</p> <p>学生が各年次において履修科目として1年間に登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする。)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。</p>	<p>上限設定については、1年次及び2年次は36単位、3年次は44単位としていた。</p>	<p>1年次及び2年次においても1年につき44単位を限度として履修を届け出ることができるよう変更している。併せて、上位年次の配当科目を履修することができるよう取り扱いを変更している。</p>
<p>2-18</p> <p>学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準(原則として30単位以内)のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか(「専門職」第21条、第22条)。</p>	<p>他の大学院又は入学前において修得した単位については、37単位を上限として認定できるとしていた。</p>	<p>法学既修者のうち、認定連携法曹基礎課程を修了して入学した者又はこれらの者と同等の学識を有する者については、53単位を上限として認定することとしている。なお、他の大学院又は入学前において修得した単位については、37単位を超えないものとするに留めている。</p>
<p>2-20</p> <p>法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。</p>	<p>法学既修者について、修得したものとみなされる単位数は法律基本科目Aの26単位を上限としていた。</p>	<p>法学既修者のうち、認定連携法曹基礎課程を修了して入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認めた者については、入学時において修得したものとみなすことができる単位数の上限を53単位へ緩和している。</p>
<p>2-42</p> <p>司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。</p>	<p>司法試験の合格率は、経年的に全国平均の2分の1を上回っていたものの、2018年の合格状況は厳しい結果となっていた。</p>	<p>2021年度の司法試験合格者数(合格率)は6名(11.8%)となっている。</p>

教員・教員組織	3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第1項、第5項）。	2018年5月1日時点における専任教員数は23名（研究者教員13名、実務家教員8名、みなし専任教員2名）であった。	2021年5月1日時点における専任教員数は20名（研究者教員12名、実務家教員8名（うち、みなし専任教員2名））である。
	3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	2018年5月1日時点においては、専任教員23名のうち22名が教授であった。	2021年5月1日時点においては、専任教員20名のうち18名が教授である。
	3-4 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上が、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	2018年5月1日時点においては、専任教員23名のうち10名が5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する実務家教員であった。	2021年5月1日時点においては、専任教員20名のうち8名が実務家教員である。
	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	2018年5月1日時点においては、法律基本科目への専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法4名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法2名であった。	2021年度においては、法律基本科目への専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法4名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法2名である。
	3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価時においては、法律基本科目の80.0%、基礎法学・隣接科目の50.0%、展開・先端科目の54.3%を専任教員が担当していた。	2021年度においては、法律基本科目の81.3%、基礎法学・隣接科目の42.9%、展開・先端科目の60.4%を専任教員が担当している。
学生の受け入れ	4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか	認証評価時においては、選抜方法及び選抜手続としては、適性試験成績を含む事前の書類審査及び試験当日の筆記試験・面接試験を、入試種別（法学未修者コ	2021年度においては、早期卒業者特別入学試験（A日程）を廃止し、認定連携法曹基礎課程修了（見込）者を対象にした、法曹コース特別選抜入学試験〔5年

	<p>(「専門職」第 20 条)。</p>	<p>ース・法学既修者コース) ごとに課して、入学者の適性を適確かつ客観的に評価できるように設定しており、また、筆記試験(法律科目試験及び長文読解・小論文)の出題趣旨、面接試験の質疑事項、配点及び採点基準を定めていた。</p>	<p>一貫型教育選抜] 及び法曹コース特別選抜入学試験 [開放型選抜] を A 日程に新たに設けている。また、各試験の書類審査において「語学能力・資格能力等」の加点を廃止し、学部成績(実務経験者特別入学試験のみ学部成績に加え、志望理由書及び実務経験)のみを点数化し評価の対象としている。</p>
<p>4-6</p> <p>法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、その認定基準は適切な方法で事前に公表されているか(「専門職」第 25 条)。</p>	<p>4-6</p> <p>法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、その認定基準は適切な方法で事前に公表されているか(「専門職」第 25 条)。</p>	<p>認証評価時においては、法学既修者コースの入学試験では、憲法、民法、商法、刑法の科目につき筆記試験(早期卒業生特別入学試験については、商法を除く。)を課しており、各科目とも問題はすべて論述式であり、法的な文書作成能力を評価し、合格者は、筆記試験科目の合計点と書類審査との総合判定により決定されていた。さらに、それぞれの試験科目につき、配点の 20%の得点を最低基準点として設定し、得点が最低基準点未満となる科目が 1 科目でもある場合には、合計得点に関係なく、原則として不合格としていた。</p>	<p>法曹養成連携協定を締結している大学の法曹コース修了(見込)者を対象にした法曹コース特別選抜入学試験 [5 年一貫型教育選抜] では、出願の条件を満たした者に書類審査と面接試験を課し、その合計点により可否を判定することとしている。また、その他の法曹コース修了(見込)者を対象にした法曹コース特別選抜入学試験 [開放型選抜] では、出願の要件を満たした者に書類審査と筆記試験(法律科目試験)及び面接試験を課し、それらの合計点により可否を判定することとしている。</p>
	<p>4-13</p> <p>法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか(「大学院」第 10 条)。</p>	<p>4-13</p> <p>入学定員に対する入学者数比率は、適正に管理されていたが、収容定員に対する在籍学生数比率については、経年的に過度(50%以上)の不足が生じており、5 年間の評価対象期間のうち 3 年以上不足</p>	<p>4-13</p> <p>2021 年度においては、収容定員に対する在籍学生数比率が 63.3%となっている。</p>

		していた。	
--	--	-------	--